

平成20年度 春期のポリオワクチン投与日程のご案内

春期のポリオワクチン投与を行います。

■対象／

生後3か月から生後90か月未満で、2回投与が終了していないお子さん
※接種歴については、母子健康手帳でご確認ください。

■受付時間／午後1時～2時
※来所順に受け付けます。

■持ってくるもの／

・母子健康手帳（忘れた方は受けることができません。）

・予診票（1回目と2回目があるため確認し、記入漏れがないようにお願いします。）

■注意事項／

・冊子「予防接種と子どもの健康」を必ず読んで、投与を受けてください。
・予防接種には決められた接種間隔（不活化ワクチン接種の場合6日以上、生ワクチン接種の場合27日以上）があります。ポリオワクチンの投与日に注意して、他の予防接種を計画的に受けてください。

・下痢をしている場合は、ワクチンの効果が弱まりますので、治癒するまで投与を延期してください。

・流行性の疾患（麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・突発性発疹等）に罹患した場合、事前に主治医にご相談ください。

・投与後30分間は会場でお子さんの様子を観察してください。（急な副反応が、この間に起こることがあります。）
・次回（秋期）は9～10月ごろを予定しています。

■問い合わせ／

健康増進課 ☎ 77・5504

5月1日から法律が変わります

本人確認が
必要です

最近、本人の知らない間に第三者によって、戸籍や住民票の請求、または、婚姻届、養子縁組届、転出、転入などの届出がなされる事件が発生しています。

こうした、なりすましや不正な手段による個人情報取得、虚偽の届出を防ぐために戸籍法と住民基本台帳法の法律が改正され、5月1日から施行されます。

これにより、戸籍や住民票を請求するとき、または、婚姻届、養子縁組届、転出、転入などの届出をする際には、運転免許証、パスポートまたは写真付きの住民基本台帳カードなどの本人確認のできる身分証明書が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

☆本人確認をさせていただく請求・届出

◆婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子縁組届・認知届・不受理届・不受理届の取下げ

◆転入・転出・転居などの住民異動関係

◆戸籍謄抄本などの戸籍関係の証明書

の請求

◆住民票の写しなどの住民票関係の証明書の請求

☆本人確認の方法

① 運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど顔写真のついた官公署発行の身分証明書（有効期限内のもの）

② ①の身分証明書をお持ちでない方は、健康保険証・年金手帳・後期高齢者医療被保険者証などを複数組み合わせ提示していただきます。

※本人確認を示すものが何もない方は、窓口にお申出ください。

※請求や届出を本人以外の代理人が行う場合は委任状が必要です。あわせて代理人の本人確認を行います。

※印鑑登録、住民基本台帳カード、公的個人認証などについては、それぞれ本人確認の方法が異なる場合があります。

※郵送による戸籍や住民票などの証明書の請求も本人確認資料が必要となり、現住所への送付となります。

なお、ご不明な点がありましたらお近くの総合支所または、総務課戸籍住民班にお問い合わせください。

- ・久賀総合支所 ☎ 79・1000
- ・大島総合支所 ☎ 74・1001
- ・東和総合支所 ☎ 78・1110
- ・橘総合支所 ☎ 77・5500
- ・総務課戸籍住民班 ☎ 74・1010